

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定の主旨

「社会で許されないことは学校でも許されない」その一つがいじめである。いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこでここにいじめ防止基本方針を策定する。この基本方針は、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に基づき、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童」とは、学校に在籍する児童をいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つものとする。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指すものとする。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止委員会」の組織として行う。

3 いじめの防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、加えて、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性がある。そこでいじめの問題に取り組むにあたっては、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により早期に発見し、早期に対応する。合わせて本校の生徒指導上の課題について教職員で常時共通理解を図り、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築する。

また、いじめの中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に教育委員会・警察に相談・通報の上、連携して対応する。

(1) いじめの未然防止

児童の一人一人の状況を的確に把握する。A K G (A : あけぼのっ子 K : けんこう G : がんばろう) の取組を進めるとともに教育活動全般にわたり生徒指導の三機能を取り入れ「行きたくてたまらない学校」づくりを推進し、児童の自己肯定感を高めるとともに望ましい集団づくりを図る。

また誠之中学校区で共通した生徒指導上のルールづくり、取組を仕組むことで、中学校区全体で児童生徒のいじめの防止を図る。

(2) いじめの早期発見・早期対応

定期的・計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなどいじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(3) いじめの組織的な対応

担任が問題を抱え込むのではなく、「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、福山市教育委員会と連携を図りながら組織的に対応する。

(4) 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を見守り育てるため、P T A や地域の自治会、学校関係者が連携・協議する体制を構築する。

4 学校の取組

(1) 「いじめ防止基本方針」の策定

- ・本校の児童の実態や地域の実態を踏まえて策定する。
- ・保護者や地域住民などの意見を取り入れ、地域を巻き込んだ方針とする。
- ・策定した基本方針が機能しているのかをいじめ防止委員会で検証し、見直しを行う。
- ・学校のホームページなどで公開する。

(2) 「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に「いじめ防止委員会」を設置し活用する。

(3) いじめ防止に係る児童への指導

- ・どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのか等、いじめについて正しく理解させる。
- ・「いじめは何としてもなくす」という強い姿勢で臨みながら、いじめを行う児童の心情を揺るがすような講話を工夫する。

(4) 児童の主体的な活動の支援

児童会等による，児童によるいじめの防止の主体的な活動ができるよう支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ・いじめの防止に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- ・いじめの防止に係る校内研修計画の策定
- ・いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画
- ・いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発・広報
- ・いじめ防止を目的とする相談窓口の設置・広報
- ・いじめが発生した場合の対応プログラムの設定
- ・重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- ・いじめの防止に係る関係機関連携
- ・必要に応じた外部専門家の招聘

5 重大事態への対応

いじめの中には，児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については，いじめ防止委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し，事態に対処するとともに，事実関係を明確にし，同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

- 1 いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。（児童が自殺を企図した場合等）
- 2 いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席しているような場合などは，迅速に調査に着手する。）

(2) 具体的な対応

発生事案について，いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は，全教職員の共通認識の下，いじめられた児童を守ることを優先し，福山市教育委員会と連携を取り，適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- ・情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- ・重大事態対応プロジェクトチーム編成
- ・関係保護者，福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ・PTA役員との連携
- ・関係児童への指導
- ・関係保護者への対応
- ・全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

- ・ 全校保護者への対応
- ・ マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- ・ 問題の背景
- ・ 課題の整理
- ・ 取組の見直し
- ・ 改善策の検討・策定
- ・ 指導計画の立案
- ・ 改善策の実施

6 取組の検証と実施計画等の見直し

- (1) いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止に係る振り返りを実施する。その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止委員会において、アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめ防止に係る具体的な数値を基に、年度内の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。